

2022年11月1日  
中国電力株式会社

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る  
安全対策について（回答）に対する当社の対応状況について

1. ご要請いただいた7項目に対する対応状況

本年3月25日にいただいた「原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について（回答）」に対する当社の対応状況は以下のとおりです。

当社としましては、鳥取県からいただいたご要請に対して、誠意をもって対応していくとともに、「安全性の向上に終わりはない」との考えのもと、今後も取り組みを積み重ねてまいります。

また、引き続き様々な機会を通じて、当社の取り組みを分かりやすく丁寧にお伝えし、より多くの皆さまにご理解を深めていただけるよう努めてまいります。

ご要請事項	対応状況
<p>1 島根原子力発電所2号炉の安全対策については、新規制基準の適合をもって終わりではなく、ゼロリスクを追求し続けること。このため、常に最新の知見を反映（バックフィット）し、自主的にも安全性向上の取組を進め、最先端の対策をとること。また、万が一事故が発生した場合には、責任をもって完全かつ十分な賠償を行うこと。</p>	<p>1. 事故等のリスクを可能な限り低減させるため、地震・津波をはじめとした各事象に係る最新の知見を安全対策に適切に反映するとともに、新規制基準に基づく対応にとどまらず、自主的な安全対策にもしっかりと取り組んでまいります。</p> <p>また、万が一発電所の事故により地域の皆さまに損害が生じた場合には、賠償について風評被害も含め誠意をもって責任ある対応をいたします。</p>
<p>2 引き続き実施される原子力規制委員会の工事計画認可等所要の法令上の手続きに真摯に対応するとともに、その状況を適宜鳥取県、米子市及び境港市に報告し、県民に対しても分かりやすく丁寧な説明を行うこと。この際、本県等より意見を出した場合は誠意をもって対応すること。</p>	<p>2. 原子力規制委員会における工事計画認可等の審査について、引き続き真摯に対応してまいります。</p> <p>また、その状況につきましては適宜、貴県、米子市および境港市に、審査状況説明会の場でご報告させていただくとともに、県民の皆様に対しましても、様々な媒体を用いた広報活動の取り組みや見学会、地区説明会などの様々な機会を捉えて、分かりやすく丁寧に説明を行っており、引き続き、適切に対応してまいります。</p>
<p>3 長期にわたる停止後の再稼動となるものであり、格段の緊張感をもって安全を第一義として取り組むこと。また、必要な安全性を確保するため、組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承といった組織的・人的能力の向上に向け不断の充実・強化を責任をもって行うこと。</p>	<p>3. 今後も引き続き、長期停止の影響に対する保全活動も含め、安全最優先で緊張感をもって、万全を期してまいります。</p> <p>このため、重大事故対策の実施組織や要員の常時確保に係る体制の整備に加え、手順書の整備、計画的な教育・訓練を通じた的確かつ柔軟に対応できる力量の確保など、人的対応についての取り組みを行っております。</p> <p>引き続き、これらについての充実・強化を図ってまいります。</p>

ご要請事項	対応状況
<p>4 島根原子力発電所に対する武力攻撃に関する最新の知見を安全対策に反映するとともに、緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止すること。</p>	<p>4. 武力攻撃への対応を含め、安全性向上に必要な知見について、適切に反映してまいります。 また、設備に対する被害が想定される場合は、自らの判断で発電所を停止することも含め、適切に対応してまいります。</p>
<p>5 水産資源等に影響を与えるような事態を回避するため、万全な汚染水対策を実施すること。</p>	<p>5. 汚染水対策について、島根原子力発電所の特性を踏まえた対策を自主的に講じており、引き続き、運用面も含めた充実を図ってまいります。</p>
<p>6 貴社と県民の信頼関係の礎となる「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定書」を重んじ、安全を第一義とし、社員の心身の健康管理を含め、今後も安全文化の醸成に取り組み、法令や協定を遵守し信頼回復に務め、必要な対策の実施状況について適切に情報提供を行うこと。</p>	<p>6. 本年4月8日に一部改定し締結しました「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」の誠実な運用に努めてまいります。 また、今後も更なる安全文化の醸成に向け、協力会社を含め、原子力安全文化醸成に係る監視・評価活動を実施してまいります。</p>
<p>7 鳥取県、米子市及び境港市が行う原子力防災対策について、誠意をもって協力を行うこと。また、それぞれの責務を踏まえ、連携、協力内容及び財源措置を継続して実施することを担保する協定を締結すること。</p>	<p>7. 貴県、米子市および境港市が実施される島根原子力発電所に係る原子力防災対策につきましては、今後も誠意をもって対応させていただきます。 また、本年7月6日に、貴県および島根県と当社の3者間で、当社が両県へ要員および資機材の面での支援を行うこと、貴県が実施する原子力防災対策に係る財源について当社が協力することを規定した「島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定」を締結いたしました。 合わせて、財源協力に係る具体的事項を定めた「島根原子力発電所に係る原子力防災に関する財源協力協定」を締結いたしました。 引き続き、島根原子力発電所の安全確保に万全を期すとともに、原子力防災について最大限対応し、地域の皆さまにご安心いただけるよう努めてまいります。</p>

以 上